

新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)が始まります

新型コロナウイルスワクチンを2回接種した場合であっても、時間の経過に伴い感染予防効果や、高齢者においては重症化予防効果が徐々に低下していくことが報告されています。

▶接種対象者

- 五城市町に住民票があり、2回目の接種を完了した日から8か月以上経過した18歳以上の方
ただし、医療従事者や高齢者施設等の入所者と従事者は2回目の接種完了から6か月以上の間隔において接種が可能で、その他の高齢者は、令和4年2月以降、7か月以上の間隔において接種が可能です。

▶接種券の送付時期・接種開始時期

3回目の接種券は、2回目の接種を受けた順にお送りしますので、2回目の接種日によって接種券の到着日が異なります。

2回目の接種日に応じた3回目の接種券の送付時期と接種開始時期はそれぞれ以下のとおりです。

2回目接種日	接種券送付	3回目接種開始予定
令和3年4月まで	令和3年11月～12月	1月以降
令和3年5月	1月中旬	医療従事者は1月以降 高齢者は2月中旬以降
令和3年6月	1月中旬	医療従事者は1月以降 高齢者は2月中旬以降
令和3年7月	2月上旬	3月以降
令和3年8月	3月上旬	4月以降
令和3年9月	4月中旬	5月以降
令和3年10月	5月中旬	6月以降
令和3年11月	6月中旬	7月以降

このことから、町では、町民の皆様が新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)を速やかに受けられるよう準備を進めています。

▶接種券の発行依頼が必要な方

- 次に該当する方は、接種券が届かない場合があります。
 - 他市町村で1回目または2回目の接種を受けてから、本町に転入した方
 - これから1回目の接種を希望する方
 - 海外で接種を受けた方
- お手続きをおかけしますが、町健康福祉課(☎852・5180)へご連絡ください。

※12歳の誕生日を迎える方は、誕生月の前月に接種券を発送します。

▶接種方法

基本的に、1・2回目の接種と同じ場所で接種するようにしてください。

◆集団接種(会場：町民センター)

高齢者の集団接種は、1・2回目と同様、地区別で接種日を設定して行います。接種日は事前に指定させていただきますので、今後段階的に発送する接種券と同封の**水色のちらし**をご確認ください。なお、受付時間とバスの送迎の有無も含めて、**必ず予約が必要**になります。

◆個別接種(会場：千葉内科医院)

予約方法と接種日は、今後段階的に発送する接種券と同封の**水色のちらし**をご確認ください。

※基礎疾患のある方は、町外のかかりつけ医でも接種できる場合がありますので、直接医療機関にお問い合わせください。

▶集団接種の予約方法

- 電話予約 予約専用ダイヤル 0570・666・764 (平日午前9時～午後4時)

- ウェブ予約 24時間受付、受付初日は午前9時から
- スマートフォンから申し込む場合
→右のQRコードから予約してください。
- パソコンから申し込む場合
→町ホームページ「暮らし」トップページにあるバナーをクリックし、予約してください。



※直接、町健康福祉課窓口においていただいた方も予約が可能です。

▶接種費用 無料

▶ワクチンの種類

3回目接種に使用するワクチンは、1・2回目接種に用いたワクチンの種類に関わらず、ファイザー社ワクチン

ンまたは武田/モデルナ社ワクチンのいずれかになります。

国からの供給状況により、使用するワクチンの種類は接種日時点で変わる可能性があります。ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

▶ワクチンの接種を受けるにはご本人の同意が必要です

ワクチン接種は町民の皆様にご協力いただくようお願いしていますが、接種を受けることは強制ではありません。ワクチン接種による感染予防効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただきます。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

新型コロナワクチンに関するお問い合わせ先

▶接種券の送付や予約等に関するお問い合わせ

- 町コロナワクチン予約専用ダイヤル (☎0570・666・764、平日午前9時～午後4時)
- ▶ワクチン接種のリスクや副反応に係る相談等、医学的知見が必要となる専門的なお問い合わせ
- 秋田県新型コロナワクチン相談センター (☎0570・066・567、午前8時～午後5時)
- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター (☎0120・761・770、午前9時～午後9時、土日・祝日も実施)

※新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページまたは首相官邸ワクチン特設ページをご覧ください。それぞれのページは、以下のQRコードからアクセスできます。

◆首相官邸ワクチン特設ページ



◆厚生労働省ホームページ



発熱などの症状があり受診を希望する場合は、まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、右記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

- ▶あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター)の電話番号
- ☎018・866・7050 (24時間受付)
- ☎018・895・9176 (8:00～17:00受付)
- ☎0570・011・567 (8:00～17:00受付)

新型コロナワクチン接種証明書アプリ

日本政府公式の新型コロナワクチン接種証明書アプリです。

▼AppStore
▼GooglePlay

※アプリの情報は、デジタル庁のウェブサイト(https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert)の案内になります。ウェブサイトへは、下のQRコードからもアクセスできます。

接種証明書を電子申請(デジタル証明)するには

▼用意するもの

- スマートフォンやタブレット端末 ※iOS13.7以降もしくはAndroid OS8.0以降
- マイナンバーカード
- パスポート(海外用のみ)

▼手順

- 1 スマートフォン等でアプリをダウンロード
- 2 アプリを開き、手順に従い必要事項入力

接種証明書の受け取り方法

▼窓口交付
二次元コード付き接種証明書(書面)

▼自動交付
二次元コード付き接種証明書(電子)

デジタル化後の申請方法など

▼発行対象 海外用に加え、日本国内用も発行

▼申請方法

- 1 町健康福祉課窓口での申請
- 2 電子申請(ワクチン接種証明書アプリを使用)

※①は紙発行、②は電子発行(自動交付)となります。

▼窓口申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます)
- 本人確認書類
- 接種済証
- 委任状等(代理人申請時)

※日本国内での接種事実の証明としては、デジタル化後も引き続き、予防接種済証等が利用可能です。

新型コロナワクチン接種証明書が12月20日からデジタル化(デジタル証明)しました

新型コロナワクチン接種の接種証明書は、今までは海外渡航者専用でしたが、昨年12月20日からのデジタル化に伴い、国内用の接種証明書も発行できるようになりました。また、紙発行と電子発行(スマートフォンアプリで発行)が選べます。